プレスリリース　□事前告知のお願い　☑当日の取材のお願い　□その他　　福 島 市

令和8年10月13日

市の行政処分に対する審査請求を公正に審議します
～福島市行政不服審査会委員委嘱状交付～

福島市行政不服審査会の委員が新しい任期を迎えるにあたり、委嘱状の交付を行います。

行政処分に対する審査請求の審査にあたっては、第三者の立場の人がチェックすることで、裁決の客観性・公正性が高まります。

今回、法律や行政に関する有識者のうち1名が新任、4名が再任をされました。それぞれの専門分野での経験を活かした、公平・公正な審査が行われることが期待されます。

記

1 日　時 ： 令和8年10月23日(金) 午後2時～2時15分

2 場　所 ： 市役所本庁舎 4階 市長応接室

3 内　容
(1)委嘱状交付
(2)市長あいさつ

4 交付対象者

氏 名	所 属 等
頼金(よりかね) 大輔(だいすけ)	弁護士
石川(いしかわ) 友保(ともやす)	福島大学共生システム理工学類教授
丹治(たんじ) 聖代(さとよ)	司法書士
元井(もとい) 貴子(たかこ)	桜の聖母短期大学キャリア教養学科准教授
井上(いのうえ) 安子(やすこ)(新任)	福島市人権擁護委員

5 任　期 ： 令和8年10月1日から令和10年9月30日(2年間)

6 その他 ：　委嘱状交付式終了後、第94回福島市行政不服審査会を開催します。審査会については非公開となりますが、審査会の冒頭の5分間は写真撮影の時間を設けますので、ご了承願います。その後、退席願います。

担当:総務課 文書係
課長 鈴木、係長 戸倉川
電話 024-535-1274(直通)

●福島市行政不服審査に関する条例（抜粋）

第二章　福島市行政不服審査会

（設置）

第三条　法第八十一条第一項の規定に基づき、福島市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第四条　審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

一　法の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。

二　個人情報保護法第１０５条第３項において準用する同条第１項又は情報公開条例第１５条第１項の規定による諮問に応じて調査審議し、答申すること。

三　個人情報保護法施行条例第８条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

四　福島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第４４号）第４６条又は第５１条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

２　前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関に対して意見を述べることができる。

（組織）

第五条　審査会は、委員五人以内で組織する。

（委員）

第六条　審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

２　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

５　市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

６　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第七条　審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第八条　審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

３　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

４　専門委員は、非常勤とする。

（会議）

第九条　審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

２　会長は、審査会の会議の議長となる。

３　審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　特定の議事につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該議事に係る議決に参加することができない。